

## ○宇部市個人情報保護条例

昭和六十二年十月十九日  
条例第十六号

## (目的)

第一条 この条例は、市民の個人情報の保護について必要な事項を定め、もつて市民の基本的人権の擁護することを目的とする。

(平一二条例三六・一部改正)

## (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 個人情報 個人を対象とする情報で、個人を特定できるものをいう。
- 二 市民 市内に住所を有する者及び市内に住所を有しないが実施機関に個人情報が収集、保有又は利用されている者をいう。
- 三 實施機関 市長、公営企業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。
- 四 電子計算機 与えられた一連の処理手順に従い、事務を自動的に処理する電子的機器及びその関連機器で構成される集合体をいう。

(平一二条例三六・一部改正)

## (実施機関等の責務)

第三条 實施機関は、この条例の目的を達成するため、市民の基本的人権を尊重し、個人情報の保護に関する必要な措置を講じなければならない。

2 個人情報を取り扱う業務(以下「個人情報取扱業務」という。)に従事している者若しくは従事していた者又は当該業務を受託している者若しくは受託していた者は、当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(平一二条例三六・平一七条例二五・一部改正)

## (市民の責務)

第四条 市民は、この条例の目的に従い、個人情報の保護の重要性を認識し、他人の権利利益を侵害することのないよう努めるとともに、自己の個人情報の適正な管理に努めなければならない。

(平一二条例三六・全改)

## (事業者の責務)

第四条の二 事業者(法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。)及び事業を営む個人をいう。)は、この条例の目的に従い、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益の侵害を防止するための必要な措置を講じるよう努めるとともに、個人情報の保護に関する実施機関の施策に協力しなければならない。

(平一二条例三六・追加)

## (個人情報取扱業務の届出等)

第四条の三 實施機関は、個人情報取扱業務を開始しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面によりあらかじめ市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更し、又は個人情報取扱業務を廃止するときも同様とする。

- 一 個人情報取扱業務の名称
- 二 個人情報取扱業務の目的
- 三 個人情報の対象者の範囲
- 四 個人情報の記録内容
- 五 個人情報の収集方法
- 六 個人情報を電子計算機により処理しようとするときは、その旨
- 七 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急かつやむを得ない理由により、あらかじめ届け出しができないときは、個人情報取扱業務を開始し、変更し、又は廃止した日以後において届け出ができる。

3 市長は、前二項の規定による届出があつたときは、これを一般の閲覧に供さなければならない。

4 前三項の規定は、実施機関の職員又は職員であつた者に係る人事、給与又は福利厚生に関する個人情報取扱業務については、適用しない。

(平一七条例二五・追加)

## (収集の制限)

第五条 個人情報は、実施機関の所掌する事務の範囲内で、法令(条例を含む。以下同じ。)に定めのあるもの、本人の申告、届出若しくは申請がなされたもの又は公正な手段で得たものにより収集するものとする。

(平一二条例三六・一部改正)

## (保有の制限)

第六条 實施機関が保有する個人情報は、必要最小限のものとしなければならない。

2 実施機関は、思想、信条、宗教、人種、犯罪その他基本的人権を侵害するおそれのある事項を保有してはならない。

3 実施機関は、個人情報が不要になったときは、直ちに抹消するものとする。

(平一二条例三六・一部改正)

(適正な管理)

第七条 実施機関は、保有する個人情報を常に正確なものとして維持し、適正に管理しなければならない。

(平一二条例三六・一部改正)

(安全性の確保)

第八条 実施機関は、保有する個人情報の漏えい、滅失、改ざん、損傷その他の事故を防止し、安全な管理を期するため、必要な措置を講じなければならない。

(平一二条例三六・一部改正)

(外部への提供制限)

第九条 実施機関が保有している個人情報は、次に掲げる場合を除くほか外部へ提供してはならない。

一 法令に定めがあるとき。

二 市民の福祉の向上又は公益上の必要があり、かつ、市民の基本的人権を侵害するおそれがないと認められるとき。

(平一二条例三六・一部改正)

(電子計算機の結合の禁止)

第十条 実施機関は、電子計算機により個人情報を処理するに当たっては、国、他の地方公共団体その他の団体との通信回線を利用する結合を行つてはならない。ただし、市民の福祉の向上又は公益のためその必要があり、かつ、市民の基本的人権を侵害するおそれがないと認められる場合は、この限りでない。

(平五条例二九・一部改正)

(公表)

第十一条 市長は、この条例の規定による個人情報保護制度の運用状況を年一回市民に公表するものとする。

(平一二条例三六・一部改正)

(開示)

第十二条 市民は、実施機関に対し、自己の個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

3 実施機関は、開示請求があつたときは、次に掲げる場合を除き、当該請求のあつた個人情報を開示しなければならない。

一 法令の規定に基づき、開示できないとき。

二 診療に関する記録その他の記録で、本人に知らせないことが正当と実施機関が認めたとき。

三 前二号に掲げるもののほか、市規則で定める事由に該当するとき。

(昭六三条例二・平一二条例三六・平一七条例二五・一部改正)

(宇部市情報公開条例の規定の準用)

第十二条の二 宇部市情報公開条例(平成十二年条例第三号)第八条から第十五条まで(第十四条を除く。)の規定は、開示請求の場合について準用する。この場合において、「公開請求」とあるのは「開示請求」と、「公文書」とあるのは「個人情報」と、「非公開情報」とあるのは「非開示情報」と、「公開請求者」とあるのは「開示請求者」と、「公開」とあるのは「開示」と、「公開請求者」とあるのは「開示請求者」と、「公開決定等」とあるのは「開示決定等」とそれぞれ読み替えるものとする。

(平一二条例三六・追加、平一七条例二五・一部改正)

(訂正及び削除)

第十三条 市民は、実施機関が保有している自己に関する個人情報について、誤りがあると認めるときは、実施機関に対して当該個人情報の訂正又は削除(以下「訂正等」という。)を請求することができる。

2 第十二条第二項の規定は、前項の規定による訂正等の請求について準用する。

3 実施機関は、第一項の規定による訂正等の請求があつたときは、速やかに調査し、誤りがあつたときは、当該請求のあつた個人情報を訂正し、又は削除しなければならない。

(平一二条例三六・平一七条例二五・一部改正)

(利用の停止)

第十四条 市民は、自己に関する個人情報について、実施機関に第五条の規定に違反して収集され、第六条の規定に違反して保有され、又は第九条の規定に違反して外部に提供されていると認めるときは、当該実施機関に対して当該個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)を請求することができる。

2 第十二条第二項の規定は、前項の規定による利用停止の請求について準用する。

- 3 実施機関は、第一項の規定による利用停止の請求があつた場合において、当該請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するため必要な限度で、当該請求に係る個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該個人情報の利用停止をすることにより、当該個人情報の利用の目的に係る業務の性質上、当該業務の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(平一七条例二五・追加)

(不服申立てに係る諮問)

第十五条 開示請求並びに訂正等及び利用停止に係る請求に対する決定について、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)の規定に基づく不服申立てがあつたときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、宇部市個人情報保護対策審議会に諮問しなければならない。

一 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

二 裁決又は決定により、開示決定等(開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第十二条の二の規定により準用する宇部市情報公開条例第十五条において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部を開示するとき(当該開示決定等について第三者が個人情報の開示に反対の意思を表示しているときを除く。)。

三 裁決又は決定により、訂正等に係る決定(訂正等の請求の全部を容認して訂正等をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正等の請求の全部を容認して訂正等をするとき。

四 裁決又は決定により、利用停止に係る決定(利用停止の請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止の請求の全部を容認して利用停止をするとき。

(平一七条例二五・追加)

(審議会)

第十六条 実施機関の諮問に応じ、個人情報の保護に関する重要事項について調査審議するため、宇部市個人情報保護対策審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、委員六人以内で組織する。

3 審議会の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(昭六三条例二・追加、平一二条例三六・一部改正、平一七条例二五・旧第十四条繰下)  
(出資法人における個人情報の保護)

第十七条 市長は、市が資本金、基本金等の四分の一以上を出資している法人に対し、この条例の趣旨にのつとり個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるよう、その指導に努めるものとする。

(平一七条例二五・追加)

(業務の委託等)

第十八条 実施機関は、個人情報取扱業務を外部に委託するときは、個人情報の保護に必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定及び第三条第二項の規定は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)並びに指定管理者の業務に従事している者及び従事していた者について準用する。

(昭六三条例二・旧第十四条繰下、平一二条例三六・一部改正、平一七条例二五・旧第十五条繰下・一部改正)

(市長の調整等)

第十九条 市長は、市長以外の実施機関に対し、個人情報の取扱いについて、報告を求め、又は助言をすることができる。

(昭六二条例二・旧第十五条繰下、平一二条例三六・一部改正、平一七条例二五・旧第十六条繰下)

(苦情の処理)

第二十条 実施機関は、当該実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(平一七条例二五・追加)

(罰則)

第二十一条 実施機関の職員若しくは職員であつた者、実施機関から受託した個人情報の取扱いを伴う業務に従事している者若しくは従事していた者又は指定管理者が行つている公の施設の管理の業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報を含む情報の集合物であつて、一定の業務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したも

のその他一定の業務の目的を達成するために、氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人情報を容易に検索することができるよう体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する

(平一七条例二五・追加)

第二十二条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(平一七条例二五・追加)

第二十三条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(平一七条例二五・追加)

第二十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第二十一条又は第二十二条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(平一七条例二五・追加)

(適用除外)

第二十五条 この条例は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

一 統計法(平成十九年法律第五十三号)第二条第六項に規定する基幹統計調査及び同条第七項に規定する一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報その他の同法第五十二条第一項に規定する個人情報

二 図書館等において一般の利用に供することを目的として保管されている個人情報(公文書に記録されているものに限る。)

(平一七条例二五・追加、平二一条例二・一部改正)

(委任)

第二十六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則及び実施機関(市長及び消防長を除く。)の規則その他の規程で定める。

(昭六三条例二・旧第十七条繰下、平一二条例三六・一部改正、平一七条例二五・旧第十八条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和六十三年三月二十九日条例第二号)

この条例は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則(平成五年十二月二十四日条例第二十九号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成十二年九月二十七日条例第三十六号)

この条例は、平成十二年十月一日から施行する。

附 則(平成十七年九月二十八日条例第二十五号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成二十一年三月三十日条例第二号)

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。